

明治初年の國體擁護運動 (上)

文學士 藤 井 甚 太 郎

一 不可思議の現象

明治維新は、源を國體の自覺に發して居る尊王の思想を基調として居る。此信念の下に數百の志士は家を棄て命を捨て、國事に執掌した。苦慮三十年、慶應三年十二月九日美事に王政復古大號令の煥發を見て茲に日本民族の國家は神武天皇建國創業の古に歸つて國家本來の面目に更まつた。津々浦々に至るまで誰か王政復古を疑ふ者があらう。國體擁護など、王政の御代には寧ろ不吉な言葉は存在すべからざるものと思はるゝ程である。然るに王政復古の直後に於て直ちに此聲を赤誠ある憂國の士に聞くとは、維新史上に於ける不可思議の現象と云はねばならぬ。是は明かに王政復古後

の政治組織の那邊かに於て一部の士より國家本來の面目に反すと思惟せらるゝ點の存在することを證するのである。史家は此を新舊思想の衝突と命名するであらうし、社會學者は傳統思想の拘束力として研究の對照に取扱ふであらう。今是に因み宗教並に政治に關する二三の史實を撰んで吟味を試みることにする。

二 横井小楠の遭難

明治二年正月五日肥後藩出身の參與横井時存、退朝の途京都寺町を過ぎて所謂志士家の爲めに襲はれて斃れた。襲つた人々は元石州邑智郡上田所村百姓犬右衛門二男當時無籍上田立夫(已三十歳)元笠松縣屬石河太八郎家來善次郎二男鹿島又之允

(已二十四歲)、元備前國上道郡沼村名主一郎左衛門倅土屋延雄(已二十三歲)、和州十津川郷土原村郷土前岡要人弟前岡力雄(已二十六歲)同十津川郷士中井刀禰尾。郡山藩脫藩柳田直藏等であつた。供の者共防戦したが追つて駕側手薄の際に、時存は殺害せられた。所謂斬姦の主旨は口供書によつて明かである。今一例を上田立夫のそれに取つて見る。

乍恐奉申上候、私儀生國石州大内郡上田所村郷士ニテ長藩其外所々ニ武家奉公仕當時浮浪ニ御座候、昨辰年九月上京仕懇意先ニ寓居致シ平生尊攘ノ志ヲ懷キ居候ニ付、近來洋學隆盛ニ被行候テ浩歎罷在候折柄横井平四郎殿儀ハ兼テ博學多才ノ由ニ御座候處、別テ洋説ニ沈溺シ終ニ耶蘇教ヲ弘張ノ志有之哉ニ答説承リ痛恨ノ至御座候處、昨十二月中旬元備藩ニテ同隊罷在候土屋延雄ニ邂逅シ候ニ付、遂ニ茶店へ同道慷慨談ニ抑移候へハ、同人儀モ平四郎殿ハ姦曲ノ人物ニテ此人要路ニ被居候テハ、朝廷ノ御爲不宜候間相除度旨、申

聞、私意中ニ相適心竊ニ悦ヒ、猶熟議ノ上宿志可相遂ト申相別、其後同月下旬同人並前岡力雄中井刀禰尾私共四名相謀、彌平四郎殿ヲ可致斬殺ト決議致置、正月三日右四名共寺町佐野屋ニ會合對酌仕候上、慷慨談且詩吟等致候處、隣席ヨリ一人突然ト戸ヲ開キ、谷口豹齋ト名乗先刻ヨリ隔戸承リ居候ニ、正義ノ談論誠ニ感心致候段申聞、始テ面會致シ種々談話ノ上、猶又同人ヨリ拙宅ハ閑室有之候ニ付同道致シ緩談可然旨申聞、無程一同退出仕リ、私儀ハ藤木肥後守方へ罷越、平四郎殿參朝ノ有無爲知吳候様相頼置、翌四日豹齋宅へ前日ノ四名同道致シ、斬姦一舉今日可相遂密謀、同人へモ咄聞セ夫々手管相讓シ一應同人宅ヲ立去、上平主稅旅寓へ四名共追々罷越、今日平四郎殿ヲ可討取管ニテ私儀ハ御築地外迄罷越相窺候處、最早平四郎殿ハ退朝相成候模様ニ付、其儘主稅方へ罷越、同盟ニ向ヒ何レモ遲參ニテ失事機候段申候處、此儀兼テ肥後守へ頼置候事モ有之、報知相待居候ト、互ニ激論中、瑞雲齋・金本顯藏・鹽川廣平・小和野監物・前木鏡之進等追々ニ

來會致居取押且和解致候ニ付、其節詭作稿儀哉血誓書並平四郎殿罪狀書執筆、金本顯藏へ六名ヨリ相頼申候へハ、朝廷御登庸ノ一句加筆致シ相渡申候ニ付、私始刀禰尾直藏又之丞延雄力雄共夫々血誓仕候處、瑞雲齋ヨリ六名へ貳圓金宛授與致候ニ付、延雄私兩人ハ受納致候、夜ニ入六名血誓ノモノノミ相殘、彌明朝一先主稅方へ打揃可申約束致シ、私儀當朝早天參候處、同盟追々來會致シ、直藏遲刻致候ニ付參次第寺町邊へ早々罷越候様久雄ニ頼置、短銃携罷出寺町通丸太町角旗亭ニオヒテ互ニ一酌致シ、平四郎殿寓居ノ體ヲ窺居候處、最早參朝ト相見候ニ付、暫時見合罷在其節增田次郎モ不圖同席ニ來會罷在候へ共、イツノ間ニ歎立去申候、無程平四郎殿從僕共迎ヒニ罷出候様子ニ付、寺町並境町兩御門へ三人ツ、立別レ、御築地内ニテ再會、平四郎殿退朝今ヤ遲シト相待居候折柄、駕籠ニテ通行被致候ニ付屹度注目致シ、寺町御門出候哉否、銘々面ヲ掩ヒ駕籠ノ跡ニ付添、平四郎殿兼テ戒心御座候ト相見、從僕ノ外ニ引離レテ兩三人警衛ト覺敷相見へ候ニ付、

又之丞直藏ハ此者ニ向ヒ、其他四名ハ平四郎殿ニ可打掛ト手替立置、寺町通丸太町角邊ニテ私儀短銃一發駕籠へ打込候處、是ヲ合圖ニ銘々打掛リ、私儀ハ左ノ方ヨリ一太刀駕籠ヲ刺候へバ、刀禰尾モ同様右ヨリ刺候處從僕驚愕周章散亂致候中ニ、平四郎殿小刀ヲ拔駕籠ヲ出テ被起候處ヲ銘々切掛ケ、數ヶ所深手ヲ爲負即地ニ絶命被致候ニ付、又之丞スカサス首級ヲ揚候折柄、右從者立返、同盟中へ切掛候付暫時接刃乍致、追々夷川又御幸町ノ方へ罷越、私儀ハ眉間ニ疵請流血淋漓難堪候故、右ノ手當ヲ致シ、上加茂邊迄立退キ、夜ニ入谷口約齋方へ罷越候處、又之丞刀禰尾力雄共罷越居、右ノ内刀禰尾力雄ハ翌曉立去、又之丞私儀ハ六日夜迄同人宅ニ潛匿、庇處手當致シ、間道ヲ經候テ南山城大住村岡本五郎右衛門並劍客子安利平次ヲ便リ罷越、同人世話ニテ十日夜迄滞在仕リ、十一日ヨリ刀禰力雄又之丞並私四名共高野山ヲ指シ罷越、右山中逆旅ニ又之丞私ハ相殘、其余兩人ハ十津川郷中ニ潛匿所周旋罷越申候然ル處十六日夜京都府ヨリ御出役御召捕成二十四日上

著仕候、全體平四郎殿耶蘇教主張被致候テモ於緒紳家ハ容易ニ御同意被爲在間敷トハ春存居候ヘ共、近況ノ形勢觀破仕候ニ、胡服著用ニテ御築地内徘徊ハ兼テ御大禁ノ處、近來御許容相成、就テハ武家ノ分多クハ胡服着用甚數ハ被髮或ハ胡冠ヲ用赫々タル神明ノ國ニ生レナカラ、如此醜態其心情更ニ不解長歎息仕居候折柄右平四郎殿博學多才ノ上若百方倭辨ヲ以此上耶蘇教弘張ノ說ヲ主張被致候日ニハ、萬々一御許容可被爲在モ難計、然ル時ハ皇國萬世ノ御大害ト苦心焦思寢食ヲ忘レ、少時モ猶豫難相成憤怒胸中ニ漲リ候ニ付、以微臣之一死易皇國之大害度赤心ヨリ、至急ニ同志相謀候儀ニテ御座候、且又宿志相遂候上ハ、官府ヘ公然自訴致シ可奉俟斧鉞之誅ト一旦評議仕候ヘ共、猶又熟慮仕候處、若平四郎殿ニ御同意ノ御方被爲在候節ハ、一人ヲ討取候テモ引續邪教被行候モ難計、且風説ニハ不遠内兵庫邊ヘ右教場御取建相成哉ニモ承候ニ付、竊ニ窺居彌御取建相成候ヘハ其節又々奮起一舉可仕ト、暫時潛匿罷在可然存念ニテ、高野山迄一先立退キ候次第ニ

御座候、何分大臣ノ御方ヲ斬殺仕候段、奉對朝廷深奉恐縮候儀ニ御座候、此上如何様嵩敷御札明被爲在候テモ、於私可申上儀聊無御座候間、御憐愍之程遍ニ奉願上候

右申立御聞上被仰聞候ニハ、天朝御登庸ノ横井平四郎ヲ姦人ト相唱、洋説ニ沈溺致候上、耶蘇教海内ニ弘張可致トノ巷説ヲ聽、皇國萬世ノ大害可相成ト同志相謀正月五日平四郎退朝ノ途中ニオヒテ六名ノモノ共及斬殺候始末、歎息痛恨ニ出候事トハ乍申確證モ無之風説ヲ以、妄ニ徒黨致シ、殊更大臣ノ重ヲモ不憚於道路及斬殺候段、朝廷ヲ不惡所業不届ノ旨御察當被リ更ニ無申披、重々奉恐入候 己六月上田立夫

とある。○横井暗 此によつて略計劃の發端より直接行動に至る迄の經過は瞭然たるものがあるが、他の人々の口供書も略同様である。たゞ鹿島又之丞の口供書には「徵士横井平四郎殿先年來洋説ヲ信シ恐多クモ廢帝ノ儀杯相唱、其外姦曲ノ聞ヘ不少」とある。又前記上田の口供書の寫には柳田直藏の

加入時期を逸せるが又藏の口供書によると、十津川郷士上平主税方にて郡山脱藩柳田直藏中瑞雲齋と會合したと見ゆるから其際であつたと思はるゝのである。

さて此等の人々が如何なる履歴を有て居たかを調査することは頗る興味多いことであるが、鹿島又之丞につきては口供に「私儀徳川三位中將附屬石河佐渡守家來鹿島又次二男ニテ、幼年ノ頃ヨリ文武修行ニ所々へ遍歴イタシ」とある。土屋延雄は「私儀備前國上道郡沼村土着一郎左衛門倅ニテ、幼名鹿太ト申、十八歳ノ節備前藩伊木奎方へ侍奉公イタシ、一昨卯年五月頃暇取劔道修業トシテ所々遍歴イタシ、昨辰年正月初頃備前藩伊木若狹義戰隊引卒備中松山へ出張ノ節、右隊中ニ加リ先手隊長相勤同五月末頃同所凱陣ノ節衣服ノ儀ニ付隊中ノモノト議論ニオヨヒ、存意不相貫候ニ付其儘脱隊イタシ」とある。前岡力雄は「兄要人手

元ニ罷在劔道爲修業去ル辰年十月上京」と口供して居る。所謂連累者ども云ふべき人々の素性をみると、中瑞雲齋は京都問屋町五條下ル三丁目儒醫で六十一歳、金本顯藏は元出雲國神門郡下ノ庄村八幡宮社人主水の倅で四十一歳、上平主税は和州十津川野尻村の郷士で四十六歳、大木主水は備中國小田郡笠岡村醫師宮大立倅で四十三歳、谷口豹齊は廣幡正二位家來で三十四歳、鹽川廣平は元武藏國賀美郡阿保村今城阿保坂神社神主兵庫次男で四十歳尙此人は辰年明治天皇還幸の砌り岩倉殿の御供を致したとある。○横井暗殺一件連累者の口供書によると風説ながら「横井平四郎殿ハ洋説ヲ信シ先年恐多クモ廢帝ノ儀杯相唱外好曲ノ聞モ不少」中瑞雲齋口供書と信して居た人らしい。

當時世上では横井の遭難を如何に見たか、勿論朝廷の大官であるから、此を殺害した者に對して「朝憲ヲ不憚以ノ外ノ事ニ候○中略若脱藉ノ徒暗々天

下ノ是非ヲ制シ、朝廷ノ典刑ヲ亂リ候様ニテハ何
ヲ以綱紀ヲ張リ皇國ヲ維持スルヲ得ンヤ」行政官達
あるは尤のことであるが、他の一面には所謂斬姦
六士に對して同情して居る人が少なくない。安達
清風の日記明治年正月十五日の條に

「京師去八日發牧野山友及與市書來山友書云、去五日
末下參與橫井平四郎過寺町通丸太町上ル所、忽一人斃
輿墜于地、忽一人蹴輿斬殺平四郎奪首級而奔其僕亦爲
所傷、云平四郎奸惡殊甚先年屢爲有士之人之所注目、
潛匿免死昨春來主張其開港說爲顯官、逞其奸惡其死于
非命天也、春初第一番之大快事

とある。又所謂斬姦六士の罪狀に對して一部の
人々は不勢同情を寄せた。我が舊藩主黒田家の如
きは上田・鹿島・土屋の三人を預かられたのである
が寛典に處せられたしとの歎願書が二通二年八月
二年十一月
提出せられて居る。其家臣よりの願書は

藩邸へ御預クノ三浪士上田立夫鹿島又之丞土屋延雄御

處置振、先般刑部省へ詰合之者ヨリ奉歎願候末、何分
ノ御處置可被仰付哉ト、日夜焦思仕候外更ニ他念無御
座、何レ不遠御決罪ニモ相成可申奉恐察候、然處事ノ
始末ハ巨細ニ承知不仕候得トモ、第一 朝憲ヲ犯シ朝
臣ヲ登シ候罪不輕候付、御高議ノ上御顯戮ニモ可被處
哉ト奉存候、然ルニ萬々一粗暴ノ徒廟堂上ノ御深慮ハ
不奉伺、一時悲歎ノ餘リ之ヲ棧ニシテ致動搖、如何様
成變故ヲ生シ可申モ難計候段ハ、兼テモ奉建言候通ニ
御座候、即今人心御綏撫ノ折柄、右體暴行ノ所爲等有
之候テハ、御美政ノ御厥ニモ相成可申歎ト奉存候、就
テハ御一新以來萬事寛典ノ處置モ被爲在、既ニ一昨春
來飽クマテ王師ニ抗衡シ數州ノ生靈ヲ苦メ、神人共ニ
怒ル所不俱戴天朝敵サヘ御殊恩ヲ蒙リ、寛典ノ御處置
ニ相成、併右ハ時勢不得止全至仁非常ノ宸斷被爲在候
儀ニテ、典例ニハ相成間敷候ヘトモ右三人之者へモ根
元皇朝ノ御爲一途ニ存込及暴舉候儀ニテ、營私樹黨杯
ノ所爲ニ有之間敷候付、何卒寛仁ノ御商議ヲ以其實ヲ
推テ其名ヲ被爲恕、一轍ニ死一等ヲ被減度奉懇願候儀

ニ御座候、併賞罰ハ天下ノ大典ニ候ヘハ、只管寛典ノ御處置ノミ奉願候ドモ、御政典ニ於テ御採用難相成儀モ可有御座、就テハ廣ク公議ヲ被爲途公明正大毫釐モ誤リナキニ被決罪、明白ノ上ハ嚴重ノ刑典ニ被處候トモ、所謂國人皆謂可殺而殺之ノ公論ニテ天下ノ人心可奉感佩奉存候、若シ不然シテ嚴刑ニ被處候節ハ、却テ人心不服ノ基ト相成可申歟ト、乍恐奉監察候條、時勢御斟酌御仁恤ノ御僉議相成度奉伏冀候、愚朦下劣ノ身分不避斧鉞鄙ノ趣吐露仕候段、僭越ノ罪難遁候ヘトモ何分固陋ノ管見難默止不憚諱奉建言候誠恐誠惶死罪々々

福岡藩 戸田權少參事・三木五六郎・浦江凡夫

とあつて、二年十一月に出された福岡藩知事黒田長知の歎願書中にも「三人ノ暴舉モ横井氏ノ行跡衆人舉テ奸曲ト申觸候ヨリ差發候儀カト奉存候」
 「仰願ハ天地父母ノ聖慈ヲ被爲垂、言上ノ通御許容被仰付度奉存候、廟堂ニテモ横井氏蹤跡ノ儀ニ付テハ彼是深ク御商議被爲在候ヘ共素衷切迫ノ餘猶

又奉歎願候」とある。同藩は餘程同情を致して居たと見えて取扱萬事に注意を致して居た。○黒田家尙巢内式部・吉見禎介・和田肇・三田綱一郎・伊藤良馬・丸山作樂・中川潜叟・疋田源二郎等の寛宥建言書中にも「此御處分の當否は實に聖徳に關係す」と云つて所謂六士が「朝憲を犯すの罪たるを忘れ報國の事は、此姦を除き朝廷を蠱惑せざらしむるの外なし」と一途に心得」と云つて居る。巢内信善遺稿又集議院の建白中にも秋月藩公議人戸原禎國は「横井平四郎殺害の士助命の事」を建白して居る。然らば横井小楠が國體破壞の思想を懐くものとして世上の指彈を受けたものは何であるか。今日にては確乎たる證左を得ることは不可能であるが、當時傳へた處によると横井の著述として宣傳せられた○帝論、天壤非説、天照太神私言、武家非録、公武讓言の五部であると思はるゝが、巢内式部遺稿今日その書を見ることは勿論出來ない。此外であるか或は

廢帝論と云ふのと同じ書であるか不明であるが、「天道覺明論」と云ふ約七百字位の一文が世上に傳はつて居る。此書の内容は今茲に一言たりとも公表することを避けて置くが奥書に「丁卯三月南窓下偶著 小楠」とある、此文は古賀大巡察が明治二年十月熊本藩に取調の爲出張した際に、阿蘇大官司殿宛として長谷信義なるものが同社内に投したものであつて、

我師横井平四郎所著、一昨夏吾師に隨ふこゝ二月、一夕閑時模寫して以て平常暗誦して吾固陋を活達するの補さし、殊に祕藏せられ候處、當正月横井於京都斬戮に遇ふ事を聞、又甚だ疑ふ、吾師の如き大徳發明の人匹夫匹婦の爲に害に遇ふ理なし、研窮日久しく、一朝漸く横井の所見大に違ふこゝを悟り後悔又久し、豈圖むや今般大巡察司來るを聞き、昔日の過を改め横井の識見實に世に大事を爲す大に可禁事を示し給はむ事を所希也、大官司に依りて以て一冊を奉呈候恐々敬白

東泉野人

とある。熊本藩國
事史料古賀巡察が熊本迄出向したことも横井の一件に關して何等かの證左を獲たい積であつたらしい。巢内信善の自記を見ると横井の著述詮索の爲、彈正臺は少なからず苦心を致した跡が見ゆる。彈正臺の官吏中には六士に對し頗る寛大の處置をと望んで居るらしく、又刑部省でも

横井某但々國體ニ反違スル邪說ヲ立ツルニ止レハ則明律ニ所謂妖書妖言ヲ造ルノ條ヲ以論スル至當ニ候ヘト
モ、廢帝云々ノ事果シテ確據アレハ固ヨリ妖言妖書ノ比擬スヘキ所ニ非ス乃チ明律社稷ヲ危フスルヲ謀ルノ大罪云々

と云つて居るが、○横井暗
殺一件最後を決定する丈の證據無かりしと見えて六十中の殘存者三士を梟首し、上平主税大木主水谷口豹齋を庶人に下して流終身に處し、中瑞雲齋・金本顯藏・鹽川廣平等を禁錮三年に處した。

思ふに小楠に關する流言は必ずしも此際にのみ

起つたことではなく、當時高識卓論第一流であつて
文久二年の頃に既に「與天下爲公共之政」○小楠な
遺稿
ど云はれて居たこと又政治論の基礎が孟子にあつ
たことなど
○長岡雲海公傳引が禍を爲して居るのでは
永田永孚氏談話

あるまいか。これと同じやうな例を明治二年九月
三條木屋町に於ける大村益次郎の遭難の原因に就
ても見ることが出来る。

日本と暹羅との貿易につきて

文學博士 新 村 出

予は史林大正十二年七月及び十三年一月號に於
て日暹兩國の關係について史的觀察を試みた。そ
れに由れば、暹羅の國使が日本に渡來したのは、
嘉慶二年(元中五年)即ち明の洪武二十一年にあた
る、戊辰年、西紀一三八八年を最初とするが、そ
れは高麗史に見えるだけであつて、國使には記録
がない。而も日本には留一年とある。暹使が將に

亡びかけてゐた高麗の朝に來貢したのは、戊辰か
ら三年後の辛未、元中八年(明德二年)すなはち明
の洪武二十四年、西紀一三九一年のことであつた。
かくて日本では南北が合一し、朝鮮では李朝が興
つて後わづか數年して、暹使が再び入鮮したやう
な事があつた。それは應永四年すなはち洪武三十
年丁丑、李朝太祖の六年、西紀一三九四年のこと